

### (3) 官のコスト

「市場化テスト」における官のコストを考えるにあたっては、官民競争入札等の実施にあたっての官のコストの正確な把握と官民間の公平な比較が必要なことから、事前情報の開示において、官民競争入札等の結果としてのコスト面の効率化や官民間の入札額の公平な比較を説明しうるものとすべきである。

また、官のコストにおいては、通常民間ではコストとして入札額に含める費目はどのように処理されており、入札にあたってはどう扱われるのかといった点が明確でないことから、民間事業者にとってわかりにくい面がある。そのため、官のコストの算出にあたっては、対象公共サービスの官民間の情報の非対称性をできるだけ事前に取り除くように努めることが望ましい。

#### ①「官のコスト」についての留意点

公共サービスのコスト把握の問題は、官民でコストの認識方法が異なることに起因することから、地方公共団体は、入札の対象となる事業について、現金主義により経費として認識した人件費、物件費（委託費など）等のみならず、発生主義により経費として認識した退職給付費用、減価償却費を算定し、入札の対象となる事業を支える部門である間接部門に係る経費である間接部門費を算定し開示することが基本となる。

「市場化テスト」を実施するにあたっての「官のコスト」について留意すべき点として、「公平・公正なコストの算定」と「情報開示」があげられる。

#### ・ 「公平・公正なコストの算定」

実績値をもとに官のコストを正確に把握したうえで、次に、官民の入札額の算定方法に相違がある中で入札額を評価する際に公平な比較をするために、官民間でコスト算定の適切な調整を行うことが必要である。これらの作業を通じて、入札額の適正な評価を行うことができる。

#### ・ 「情報開示」

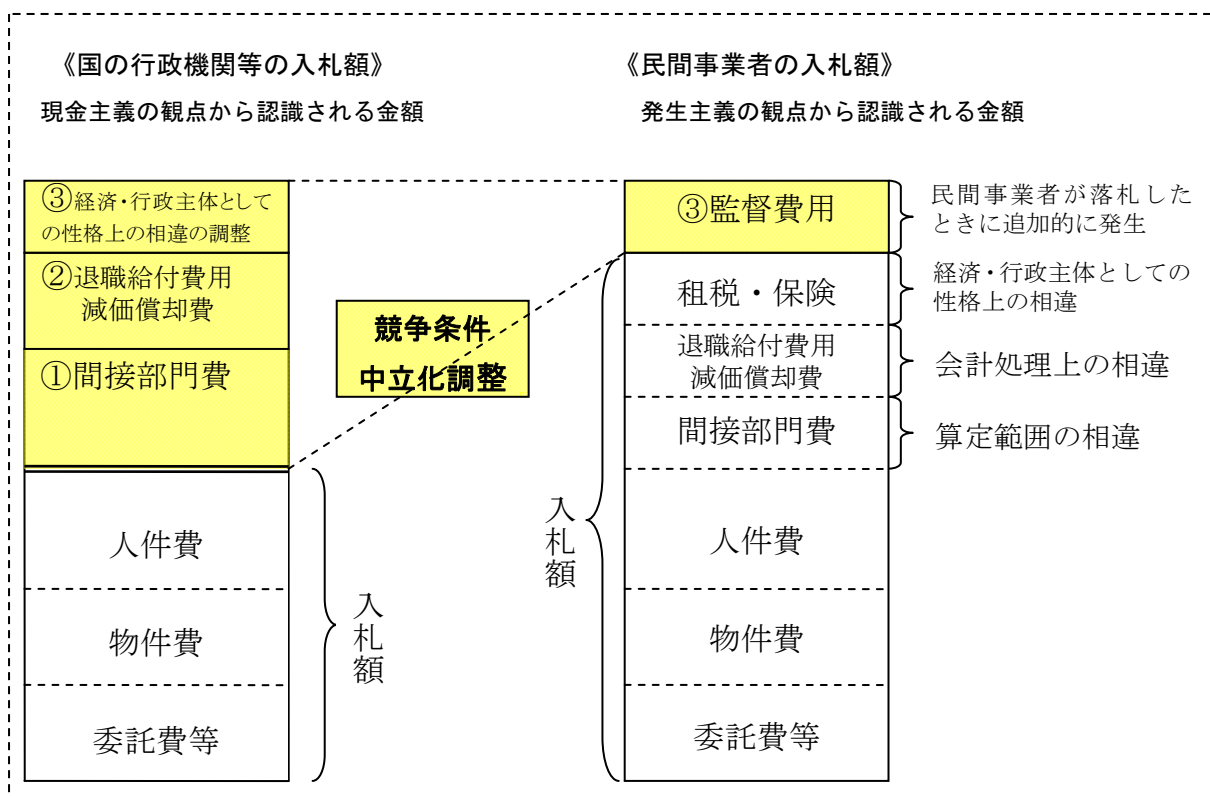
入札に参加する者が、行政サービスの過去の実績を正確に理解することによって、創意工夫を発揮し、サービスの維持向上及び経費の削減につながる提案を行うことを可能にすると同時に、事務・事業の費用対効果を把握し、その結果を事務・事業運営の効率化・適正化に活用することにより、住民に対して公共サービスの実績に関する情報を提供し説明責任を果たすことにつながる。

#### ②官民間の入札額の公平な比較

官のコスト把握についての従来の認識は、主に人件費や委託費などの直接部門のコ

ストだけを対象としていたが、公共サービス改革法の下では、官民間の入札額の公平な比較を行うために、競争条件を中立化し、入札額を評価する際にコストを調整する必要があることから、退職給付費用、減価償却費及び間接部門のコスト等も含めて入札額を算定している。

図表 官民の入札額の比較とコスト調整



出典：「官民競争入札における国の行政機関等の入札額の算定及びその調整に関する指針」  
(平成 18 年 12 月官民競争入札等監理委員会決定)

## ②コスト把握に関する指針等

### 1)内閣府

公共サービス改革法の理念に基づき、公共サービスのコストを把握する場合の指針として、国の「市場化テスト」における第三者機関である官民競争入札等監理委員会から、以下の 2 つの指針が示されている。

「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」

(平成 18 年 12 月官民競争入札等監理委員会決定、平成 20 年 1 月 30 日一部修正)

「官民競争入札における国の行政機関等の入札額の算定及びその調整に関する指針」

(平成 18 年 12 月官民競争入札等監理委員会決定)

## 2) 総務省

地方公共団体の行政コストの計算に関しては、総務省より以下の報告書が出されており、減価償却費及び退職給付費用を算定する際の参考として活用することが望ましい。

「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」  
－「行政コスト計算書」と「各地方公共団体全体のバランスシート」－  
(平成13年3月総務省自治財政局)

### ③実務的に問題となりうる事項

以下では、上記各指針に基づきコストの開示及び官民競争入札における官の入札額を算定するためのコスト算定を行う上で、実際に官民競争入札等の実施にあたりコスト計算を行った各地方公共団体が、その経験等を踏まえ明確にしておいた方がよいという点を中心に、作業局面ごとに整理する。

#### 1) コストの開示

##### ア) 人件費

人件費の範囲は、事業実施部門において入札の対象となる事務・事業に直接従事している職員に関する人件費とする。この際のポイントとしては、従事している業務の範囲を確定することと、把握した職員に関する業務従事割合を把握することである。

例えば、年間人件費が500万円の職員1人が年間250勤務日数のうち125勤務日従事している業務については、

**業務従事割合：125日÷250日＝0.5人**

**開示すべき人件費：500万円×0.5人＝250万円**

業務従事割合の算定には多大な事務負担が生ずるので、可能な限り、既に存在しているデータを活用し効率化を図るのが望ましい。(アクティビティ・ベースド・コストイング(ABC)などの手法で業務に対する工数把握を行っている場合には、当該工数を利用する方法もある。)

人件費の集計方法としては、実際にかかった人件費を事業別に個別に集計する方法と、一人当たり人件費の平均値を算定する方法がある。国の場合は、前者の方法が実務的なので、前者を原則としている。地方公共団体の場合では、地方公務員給与実態調査のデータから平均値を算出する方法もあり、給与データの電算化が進んでいれば、実績値の算出も可能であるので、実情に合った計算方法を適用するのが望ましい。

## イ)退職給付費用の算定

地方公共団体の場合、総務省が公表している「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書-「行政コスト計算書」と「各地方公共団体全体のバランスシート」(平成13年3月総務省自治財政局)」にしたがって退職給付費用を算定している場合、当該退職給付費用から平均一人当たりの退職給付費用を算定し、常勤職員数を乗じて算定した金額を開示するのが望ましい。国の場合、省庁別財務書類に計上されている退職給付費用から平均一人当たりの退職給付費用を算定し、常勤職員数を乗じて算定した金額を開示している。

## ウ)間接部門の範囲の設定

間接部門のコストを把握する上で、間接部門の範囲をどう確定するかが重要なポイントとなる。

間接部門といった場合、行政機関によって組織構造が異なるが、一般論としては次表のようなものが対象となると考えられる。

課レベル	係レベル	費目レベル
会計	出納、契約、物品管理、予算執行、決算	人件費、物件費、委託費、退職給付費用
人事	給与	
総務	文書	
情報システム	整備管理	

なお、国においては、事業企画、法令制定、予算要求・査定等の業務についての考え方は、行っている業務自体が、上記の表に掲げる課で行っている業務とは別の部門で行っているため、間接部門に含めないという整理をしている。

上記コストの把握にあたっては、業務の所管課で把握可能なコストは限りがあり、間接部門費に関する部分については、それぞれ会計課等の協力を得ながら作業を行うこととなる。

## 2)官民競争入札における官の入札額を算定するためのコスト算定

### ア)コスト計算の公平性

コスト計算の公平性については問題になるところであるが、官が対象事業を実施するためのコストについては、事業所管課自体が計算をしないとわからない部分がある。計算自体は事業所管課が行うこととし、計算結果を第三者機関がチェックを行うことにより中立性・公平性を担保することとなる。

#### イ) 人件費の算定

官民競争入札における官のコストを算定する局面においては、基本的には実際に配置が予定される人員に関する人件費を計上することとなる。

人事異動が予定されている場合は、可能な限りその異動についても反映して計算することが望ましい。人事異動によって人員構成の影響がコストに出てくる部分は避けられないが、組織内においては、階層別の人員構成はある程度一定であると考えられるので、その範囲でできる限り予想しうるもので計算を行うこととなる。

職員の年齢構成が偏っている場合には、職位別のみならず、年齢別の平均人件費を算定する等の方法により、年齢構成の実情に則した人件費の算定をすることが望ましい。

#### ウ) 消費税の取り扱いについて

国庫において負担されない消費税を調整項目に盛り込んだ場合には、官が自らサービスを実施する場合よりも民にサービスを委託するほうがコスト高になる可能性があり、法が目的とする経費の削減にならない可能性がある。したがって、消費税については調整の対象としないこととして整理するのが適切と考える。

#### エ) 金利負担をコスト計算の対象とする場合等の考え方

金利の負担がコスト計算の対象になるか否かは、対象業務の内容によるものである。

例えば、対象業務の内容に、施設や設備等の資金調達が含まれている場合は、資金の調達方法についても競争の対象となるため、官民の競争条件均一化の観点から金利負担についても官民双方のコスト計算に含めて比較する必要がある。

一方、対象業務の内容として、施設等への投資がなく資金調達の必要が無い場合、また、施設等への投資が業務の必須条件ではないものの、業務の実施に当たり設備等への追加的な投資をするかしないかは任意の判断に委ねられている場合は、民間のコストとの比較にあたり、官のコストに金利負担分を含めて計算する必要はないものと考えられる。

#### オ) モニタリングコスト

民が落札した場合において、対象公共サービスを実施する者を監督するためにコストが発生する。これがモニタリングコストである。モニタリングコストは、民が落札して公共サービスを実施する場合において追加的に発生するものであり、モニタリングのために必要な業務量を見積もった上で民の入札額に加算して調整する性格のものである。